



平成27年9月15日

各位

会社名 株式会社 A i m i n g
代表者名 代表取締役社長 椎葉 忠志
(コード番号：3911 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 経営管理グループ
ゼネラルマネージャー 渡瀬 浩行
(TEL. 03-5333-8424)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年法務省令第6号）」が施行されたことを踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」を改定することを本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

内部統制システム構築の基本方針

第1条（総則）

当社（株式会社 Aiming 及びグループ各社を含む）におけるコーポレート・ガバナンスの充実・強化のため内部統制システム構築の基本方針を定める。

第2条（会社の体制及び方針）

当社の取締役及び当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について次のとおり定める。

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役は経営理念を率先垂範し、使用人への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
 - ②コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社及び子会社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査や監督指導を行う。
 - ③取締役の職務の執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
 - ④取締役が他の取締役の法定・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - ⑤内部監査業務を分掌とする部門（以下、「内部監査部門」という。）を設け、年度監査

計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

- ⑥事業毎に必要な応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ⑦金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内規程等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
- ⑧企業情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ②機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。
- ③情報セキュリティに関する基本方針、規則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定及び改訂し、当社及び子会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理される体制を構築する。
- ②不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ③リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。
- ②執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- ③社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社取締役は子会社取締役から適時業務に関する報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行う。

- ②内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社を含めた当社グループ全体の業務に関する内部監査を行うことで適正な事業運営がなされることを確保する。
 - ③子会社は、業務の適正を確保するため、事業の特性に応じて社内規程等を整備し、内部通報制度の確立など、社内体制を整備する。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ①当社の内部監査部門が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
 - ②監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
- (7) 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査部門の使用人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
 - ②当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- (8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。
 - ②当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等使用人等は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
 - ③取締役は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役員及び使用人に周知徹底する。
- (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ②監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役については法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保し、独立性を確保する。
- ②監査役、会計監査人及び内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- ③代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。
- ④監査役間相互で独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

第3条（反社会的勢力を排除するための体制及び方針）

反社会的勢力を排除するための体制及び方針について次のとおり定める。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (2) 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」により、「反社会的勢力との関係を一切遮断する」と宣言するとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署を設置し、反社会的勢力及び団体との関係を遮断するための取組支援、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。

以上